

川崎市オープンデータ推進部会設置要綱

平成26年6月10日

26川総I第499号

(目的及び設置)

第1条 本市が保有する各種データのオープンデータ化を推進するため、川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定に基づき、川崎市オープンデータ推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進部会は、次に掲げる事項について、調査、検討及び調整を行う。

- (1) 各種データのオープンデータ化に関すること。
- (2) オープンデータの利活用に関すること。
- (3) その他部会長が必要と認める事項。

(構成)

第3条 推進部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

- 2 部会長は、総務企画局情報管理部長をもって充てる。
- 3 副部会長は、総務企画局情報管理部ICT推進課長をもって充てる。
- 4 部会員は、別表に掲げる所属の課長級の職にあるものとする。
- 5 部会長は、推進部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その職務を代理する。
- 7 推進部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(作業部会)

第4条 部会長は、必要に応じ推進部会を補佐するため作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、委員の属する部室課の課長補佐以下の者をもって構成する。

3 作業部会での検討結果は、推進部会に報告を行う。

(意見等の聴取)

第5条 推進部会及び作業部会は、必要に応じて関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進部会及び作業部会の庶務は、総務企画局情報管理部 I C T 推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- （1）総務企画局シティプロモーション推進室
- （2）総務企画局都市政策部企画調整課
- （3）総務企画局情報管理部統計情報課
- （4）総務企画局情報管理部ICT推進課
- （5）総務企画局情報管理部システム管理課
- （6）総務企画局危機管理室
- （7）総務企画局行政改革マネジメント推進室
- （8）市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課
- （9）財政局財政部財政課
- （10）経済労働局産業政策部企画課
- （11）まちづくり局計画部都市計画課